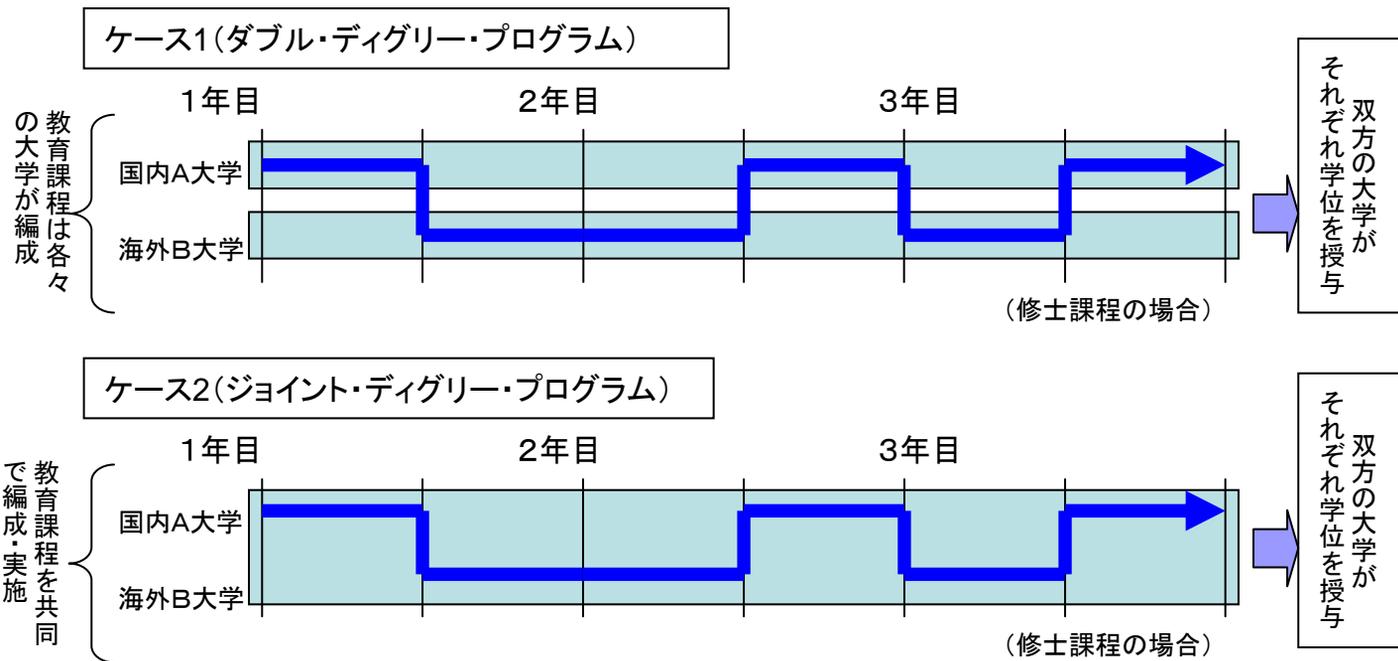


## 1. 教育連携プログラムの考え方



○海外における多様な考え方も踏まえ、当面の考え方として、ケース1をダブル・ディグリー・プログラム、ケース2をジョイント・ディグリー・プログラムとして整理するとともに、ケース2については、学位記とは別途に、関係大学により、共同で編成された教育課程を修了したことを示すものとして、サティフィケートのような証明書を発行することが想定される。

## 2. 「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」の検討

<ガイドラインの概要>

### ①用語の整理

- 「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」について、1の整理に従って定義。
- このほか、「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大学において用いられているが、これらの用語の定義は「ダブル・ディグリー」または「ジョイント・ディグリー」の定義のいずれかに包含されるものとみなす(各大学において「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」以外の用語を用いることは妨げない)。

### ②学位記の方式や学位の名称等の表記

### ③プログラムの質を保证する観点からの留意点

- ・当初に確認すべき事項
- ・共同の実施体制の整備
- ・カリキュラムの編成
- ・学位審査
- ・教育研究活動の評価
- ・学生への支援
- ・情報の公開